

「税務署ですが税金の還付があります」と突然、電話が入り、それを信じて電話主の指示通りATM（現金自動預け払い機）の操作をしているうちに、いつの間にか金のだまし取られる……。このようなケースを還付金詐欺といえます。

この他、社会保険事務所から「特別控除金の還付がある」、市町村役場から「医療費の控除がある」などとだます手口もみられます。

「還付金」の電話に注意

首都圏中心に激増しており、全国的に波及する恐れがあります。

税務署などは、ATMを使つての還付はありえないと呼びかけており、特に被害者が機械操作に慣れないのを悪用していることから、年配の方は注意が必要です。還付金の電話は鵜呑みにせず直接、自分から税務署、社会保険事務所などに問い合わせ確認しましょう。

防犯一口メモ